

平成30年度 第2回国民健康保険運営協議会資料

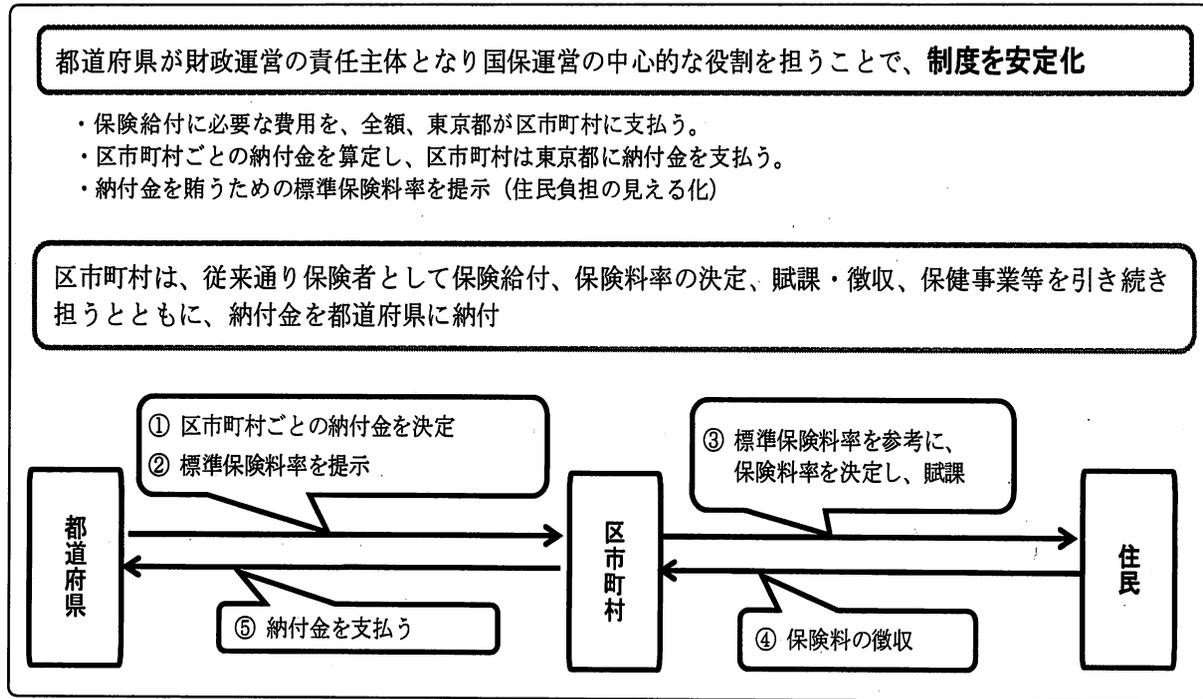
【国民健康保険税改定関係】

1 平成31年度小金井市国民健康保険税の税率改定について

- | | | |
|---|------|------|
| (1) 納付金・標準保険料率・保険税収納額・保険税調定額について
— 納付金から保険税調定額までの算出方法の説明 — | — | 資料 1 |
| (2) 平成31年度国民健康保険税算定の考え方について
— 改定案提案理由の説明 — | ———— | 資料 2 |
| (3) 小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表
— 改定案による国民健康保険税改定の内容の説明 — | ———— | 資料 3 |
| (4) 世帯例別の所得階層別保険税額
— 改定案による世帯例別・所得階層別保険税の影響額の説明 — | ———— | 資料 4 |
| (5) 小金井市国民健康保険税税率改定状況 | ———— | 資料 5 |
| (6) 平成30年度26市国民健康保険税（料）率等の状況 | ———— | 資料 6 |

納付金・標準保険料率・保険税収納額・保険税調定額について

1 改革の概要



2 納付金の算定方法

■各市区町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

- 医療費水準
 - 全て反映 ($\alpha = 1$)
 - (理由)
 - ・ 都内の医療費格差は大きく、医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮するため。
 - ・ 医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保するため。
- 所得水準
 - 都の所得水準（医療分：1.33 応能分：応益分=57：43（1.33：1））を反映
 - (理由)
 - ・ 同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため。

■都の納付金必要額
(31年度仮係数による算定)

医療給付費 8,139億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額			
後期支援金 1,729億円				3,642 億円	2,452 億円	4,464 億円
介護納付金 690億円						

■区市町村ごとの納付金算定方法

$$\left[\begin{array}{l} 57 \\ \vdots \\ 43 \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{都全体に占める所得割合} \\ \text{都全体に占める被保険者数割合} \end{array} \right] \times \text{医療費指数} = \text{当該区市町村の納付金}$$

3 標準保険料率の算定方法

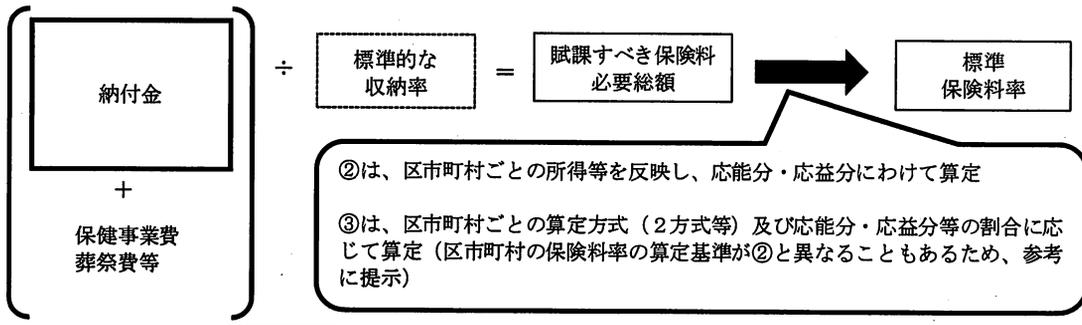
○標準保険料率の2つの役割

- (1)各区市町村のあるべき保険料率（標準的な住民負担）の見える化（いわゆる「モノサシ」としての機能）
- (2)各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考のできる値

○都道府県は、各区市町村に対して、以下の3つの標準保険料率を示す。

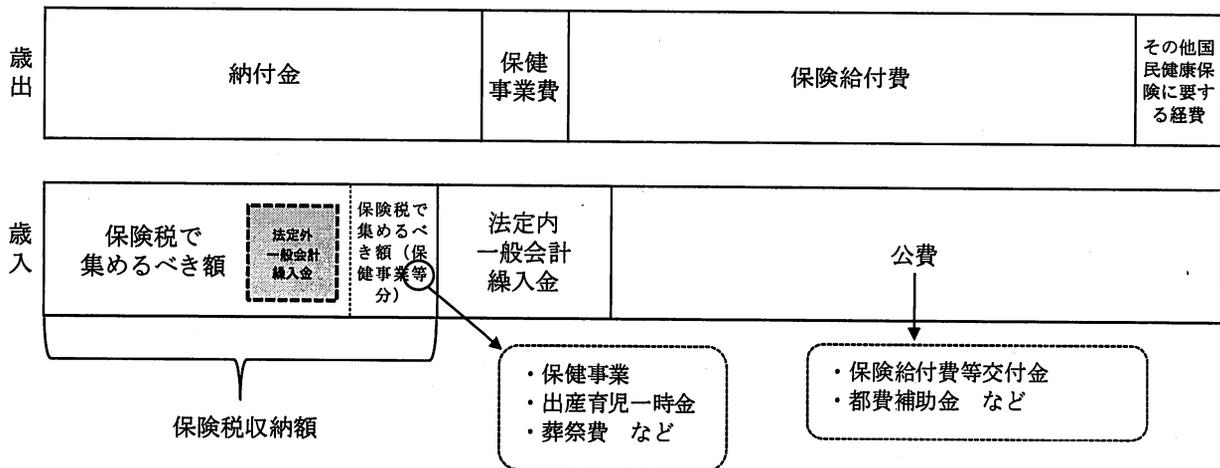
①都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す ⇒都においては2方式(所得割及び均等割)
③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準に基づく保険料率

■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率の算定方法



4 保険税収納額・保険税調定額の算出方法

(1) 区市町村の財政構造のイメージ



(2) 保険税収納額・保険税調定額の算出方法

納付金に、保健事業費及び保険給付費のうち保険給付費等交付金の対象とならない出産育児一時金・葬祭費の費用等を加算し、そこから法定内一般会計繰入金及び

特別調整交付金など市町村に交付されることが見込まれる公費を差し引いた額が「保険税収納額」となる。

保険税収納額を、「標準的な収納率」で割り戻し、「保険税調定額」を算出する。

設定した保険税率で、保険税収納額に満たない場合、法定外一般会計繰入金で補填することになる。

5 平成31年度仮係数に基づく納付金・保険税収納額・保険税調定額

一般分	医療分	後期分	介護分	合計
納付金 (d)	2,425,206,188	817,175,114	311,111,670	3,553,492,972
保険税収納額 (e)	1,972,783,987	712,012,403	269,734,213	2,954,530,603
標準的な収納率 (s)	96.82%	96.82%	96.31%	
保険税調定額 (e')	2,037,578,999	735,398,061	280,068,750	3,053,045,810

退職分	医療分	後期分	介護分	合計
納付金額 (d)	3,919,380	1,496,050	△ 432,000	4,983,430
保険税調定額 (e')	3,919,380	1,496,050		5,415,430

全体	医療分	後期分	介護分	合計
納付金額 (d)	2,429,125,568	818,671,164	310,679,670	3,558,476,402
保険税調定額 (e')	2,041,498,379	736,894,111	280,068,750	3,058,461,240

6 平成31年度仮係数に基づく標準保険料率

	医療分		後期支援分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
①都道府県標準保険料率	7.74%	44,642円	2.42%	13,843円	2.32%	17,245円
②区市町村標準保険料率	6.04%	34,836円	2.26%	12,940円	2.04%	15,150円
③区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率	6.67%	26,033円	2.18%	12,916円	2.04%	14,834円

1 平成31年度標準保険料率と平成30年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
都道府県標準保険料率	7.74%	44,642円	2.42%	13,843円	2.32%	17,245円
区市町村標準保険料率	6.04%	34,836円	2.26%	12,940円	2.04%	15,150円
区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	6.67%	26,033円	2.18%	12,916円	2.04%	14,834円
平成30年度保険税率	5.50%	26,000円	1.95%	14,000円	1.90%	16,000円

2 平成31年度保険税率算定の考え方

(1) 税率改定検討の前提

- 将来的な保険料率水準の統一化に向けて、標準保険料率に近づけていく。
- 一般会計からの法定外繰入を計画的・段階的に解消・削減していく。
- 被保険者の急激な負担増とならないよう配慮する。

(2) 改定案の提案理由

(1)の条件で検討し、次の方針に基づき、改定案を策定した。

- 現行の税率と区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率を比較した場合に、支援分と介護分において、所得割と均等割の賦課割合で乖離がある。そのため、調定額に影響がないように、かつ低所得者及び世帯員が多い世帯に配慮し、所得割と均等割を改定(賦課割合を変更)する。
- 現行の税率と区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率を比較した場合に、医療分において、均等割は乖離がないため改定しない。所得割は、乖離があるため引き上げることとするが、平成31年10月から消費税率の引き上げが予定されており、被保険者の負担が急激な上昇とならないよう配慮し、医療分の所得割を改定する。

3 平成31年度保険税率改定案

(1) 平成31年度保険税率改定案

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
平成31年度保険税率改定案	5.55%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円

(2) 平成31年度保険税率改定案と平成30年度保険税率の比較

	医療分		支援分		介護分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
平成31年度保険税率改定案	5.55%	26,000円	2.05%	13,000円	2.00%	15,000円
平成30年度保険税率	5.50%	26,000円	1.95%	14,000円	1.90%	16,000円
差	0.05%	0円	0.10%	△1,000円	0.10%	△1,000円

小金井市国民健康保険税改定内容（案）総括表

(1) 医療分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	5.50%	5.55%	0.05%
均等割	26,000円	26,000円	0円
賦課限度額	580,000円	580,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	1,353,858	1,366,165	12,307
均等割総額 ㉟	590,546	590,546	0
低所得者軽減額 ㊱	128,428	128,428	0
賦課限度額超過額 ㊲	280,168	284,117	3,949
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	4,205	4,227	22
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	1,531,603	1,539,939	8,336
応能割応益割の構成比率	応能割64.52% 応益割35.48%	応能割64.69% 応益割35.31%	
調定見込額改定率	0.54%		

(2) 後期高齢者支援金分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	1.95%	2.05%	0.10%
均等割	14,000円	13,000円	△ 1,000円
賦課限度額	190,000円	190,000円	0円

② 改定額内訳（一般分+退職分）

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	479,271	503,848	24,577
均等割総額 ㉟	317,503	294,824	△ 22,679
低所得者軽減額 ㊱	69,048	64,116	△ 4,932
賦課限度額超過額 ㊲	108,111	115,931	7,820
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	2,115	2,087	△ 28
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	617,500	616,538	△ 962
応能割応益割の構成比率	応能割53.90% 応益割46.10%	応能割56.82% 応益割43.18%	
調定見込額改定率	△ 0.16%		

(3) 介護分

① 改定内容

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割	1.90%	2.00%	0.10%
均等割	16,000円	15,000円	△ 1,000円
賦課限度額	160,000円	160,000円	0円

② 改定額内訳 (一般分+退職分)

(単位:千円)

	改定前	改定後	差引:改定に伴う影響額
所得割総額 ㉞	193,226	203,398	10,172
均等割総額 ㉟	119,760	112,277	△ 7,483
低所得者軽減額 ㊱	24,675	23,133	△ 1,542
賦課限度額超過額 ㊲	52,348	56,283	3,935
端数調整額(100円未満切捨分等) ㊳	287	282	△ 5
調定見込額 (㉞+㉟) - (㊱+㊲+㊳)	235,676	235,977	301
応能割応益割の構成比率	応能割54.05% 応益割45.95%	応能割56.72% 応益割43.28%	
調定見込額改定率	0.13%		

(4) 全体分

	改定前	改定後	改定に伴う影響(増減)
調定見込額	2,384,779千円	2,392,454千円	7,675千円
応能割、応益割の構成比率	応能割 60.67% 応益割 39.33%	応能割 61.85% 応益割 38.15%	応能割 1.18% 応益割△1.18%

	増減率
改定に伴う調定額全体分の増減率	0.32%

世帯例別の所得階層別保険税額

資料4

モデルケース	夫38歳 妻35歳 子7歳			夫43歳 妻41歳 子10歳 子7歳		
	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①
0円	7割軽減 36,000円	7割軽減 35,100円	△ 900円	7割軽減 57,600円	7割軽減 55,800円	△ 1,800円
600,000円	5割軽減 80,000円	5割軽減 78,900円	△ 1,100円	5割軽減 121,100円	5割軽減 118,800円	△ 2,300円
800,000円	5割軽減 94,900円	5割軽減 94,100円	△ 800円	5割軽減 139,800円	5割軽減 138,000円	△ 1,800円
1,000,000円	5割軽減 109,800円	5割軽減 109,300円	△ 500円	5割軽減 158,500円	5割軽減 157,200円	△ 1,300円
1,200,000円	2割軽減 160,700円	2割軽減 159,600円	△ 1,100円	5割軽減 177,200円	5割軽減 176,400円	△ 800円
1,400,000円	2割軽減 175,600円	2割軽減 174,800円	△ 800円	5割軽減 195,900円	5割軽減 195,600円	△ 300円
1,800,000円	2割軽減 205,400円	2割軽減 205,200円	△ 200円	2割軽減 290,900円	2割軽減 289,800円	△ 1,100円
2,000,000円	244,300円	243,800円	△ 500円	2割軽減 309,600円	2割軽減 309,000円	△ 600円
2,500,000円	281,600円	281,800円	200円	394,800円	394,200円	△ 600円
3,000,000円	318,800円	319,800円	1,000円	441,500円	442,200円	700円
3,500,000円	356,100円	357,800円	1,700円	488,300円	490,200円	1,900円
4,000,000円	393,300円	395,800円	2,500円	535,000円	538,200円	3,200円
4,500,000円	430,600円	433,800円	3,200円	581,800円	586,200円	4,400円
5,000,000円	467,800円	471,800円	4,000円	628,500円	634,200円	5,700円
5,500,000円	505,100円	509,800円	4,700円	675,300円	682,200円	6,900円
6,000,000円	542,300円	547,800円	5,500円	722,000円	730,200円	8,200円
6,500,000円	579,600円	585,800円	6,200円	768,800円	778,200円	9,400円
7,000,000円	616,800円	623,800円	7,000円	815,500円	822,800円	7,300円
7,500,000円	654,100円	661,800円	7,700円	848,300円	851,900円	3,600円
8,000,000円	689,800円	693,600円	3,800円	875,800円	879,600円	3,800円
8,500,000円	717,300円	721,400円	4,100円	903,300円	907,400円	4,100円
9,000,000円	744,800円	749,100円	4,300円	930,000円	930,000円	0円
9,500,000円	770,000円	770,000円	0円	930,000円	930,000円	0円
10,000,000円	770,000円	770,000円	0円	930,000円	930,000円	0円
10,500,000円	770,000円	770,000円	0円	930,000円	930,000円	0円

※ 現行税率：医療分（所得割5.5%均等割26,000円賦課限度額58万円）支援分（所得割1.95%均等割14,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割1.90%均等割16,000円賦課限度額16万円）

※ 改定案：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額58万円）支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ ——— より下は、医療分、支援分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

世帯例別の所得階層別保険税額

モデルケース 総所得金額等	単身33歳			単身43歳		
	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①	現行税率年税額①	改定案年税額	比較②-①
0円	7割軽減 12,000円	7割軽減 11,700円	△ 300円	7割軽減 16,800円	7割軽減 16,200円	△ 600円
600,000円	5割軽減 40,000円	5割軽減 39,900円	△ 100円	5割軽減 53,100円	5割軽減 52,800円	△ 300円
800,000円	2割軽減 66,900円	2割軽減 66,800円	△ 100円	2割軽減 88,600円	2割軽減 88,200円	△ 400円
1,000,000円	89,800円	89,800円	0円	118,500円	118,200円	△ 300円
1,200,000円	104,700円	105,000円	300円	137,200円	137,400円	200円
1,400,000円	119,600円	120,200円	600円	155,900円	156,600円	700円
1,800,000円	149,400円	150,600円	1,200円	193,300円	195,000円	1,700円
2,000,000円	164,300円	165,800円	1,500円	212,000円	214,200円	2,200円
2,500,000円	201,600円	203,800円	2,200円	258,800円	262,200円	3,400円
3,000,000円	238,800円	241,800円	3,000円	305,500円	310,200円	4,700円
3,500,000円	276,100円	279,800円	3,700円	352,300円	358,200円	5,900円
4,000,000円	313,300円	317,800円	4,500円	399,000円	406,200円	7,200円
4,500,000円	350,600円	355,800円	5,200円	445,800円	454,200円	8,400円
5,000,000円	387,800円	393,800円	6,000円	492,500円	502,200円	9,700円
5,500,000円	425,100円	431,800円	6,700円	539,300円	550,200円	10,900円
6,000,000円	462,300円	469,800円	7,500円	586,000円	598,200円	12,200円
6,500,000円	499,600円	507,800円	8,200円	632,800円	646,200円	13,400円
7,000,000円	536,800円	545,800円	9,000円	679,500円	694,200円	14,700円
7,500,000円	574,100円	583,800円	9,700円	726,300円	742,200円	15,900円
8,000,000円	611,300円	621,800円	10,500円	771,300円	781,800円	10,500円
8,500,000円	648,600円	659,800円	11,200円	808,600円	819,800円	11,200円
9,000,000円	685,800円	697,100円	11,300円	845,800円	857,100円	11,300円
9,500,000円	720,300円	724,900円	4,600円	880,300円	884,900円	4,600円
10,000,000円	747,800円	752,600円	4,800円	907,800円	912,600円	4,800円
10,500,000円	770,000円	770,000円	0円	930,000円	930,000円	0円

※ 現行税率：医療分（所得割5.5%均等割26,000円賦課限度額58万円）支援分（所得割1.95%均等割14,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割1.90%均等割16,000円賦課限度額16万円）

※ 改定案：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額58万円）支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ ——— より下は、医療分、支援分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

世帯例別の所得階層別保険税額

モデルケース 総所得金額等	単身68歳（年金収入等）			夫68歳 妻66歳（年金収入等）		
	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①	現行税率年税額①	改定案年税額②	比較②-①
0円	7割軽減 12,000円	7割軽減 11,700円	△ 300円	7割軽減 24,000円	7割軽減 23,400円	△ 600円
600,000円	5割軽減 40,000円	5割軽減 39,900円	△ 100円	5割軽減 60,000円	5割軽減 59,400円	△ 600円
800,000円	2割軽減 66,900円	2割軽減 66,800円	△ 100円	5割軽減 74,900円	5割軽減 74,600円	△ 300円
1,000,000円	89,800円	89,800円	0円	5割軽減 89,800円	5割軽減 89,800円	0円
1,200,000円	104,700円	105,000円	300円	2割軽減 128,700円	2割軽減 128,400円	△ 300円
1,400,000円	119,600円	120,200円	600円	2割軽減 143,600円	2割軽減 143,600円	0円
1,800,000円	149,400円	150,600円	1,200円	189,400円	189,600円	200円
2,000,000円	164,300円	165,800円	1,500円	204,300円	204,800円	500円
2,500,000円	201,600円	203,800円	2,200円	241,600円	242,800円	1,200円
3,000,000円	238,800円	241,800円	3,000円	278,800円	280,800円	2,000円
3,500,000円	276,100円	279,800円	3,700円	316,100円	318,800円	2,700円
4,000,000円	313,300円	317,800円	4,500円	353,300円	356,800円	3,500円
4,500,000円	350,600円	355,800円	5,200円	390,600円	394,800円	4,200円
5,000,000円	387,800円	393,800円	6,000円	427,800円	432,800円	5,000円
5,500,000円	425,100円	431,800円	6,700円	465,100円	470,800円	5,700円
6,000,000円	462,300円	469,800円	7,500円	502,300円	508,800円	6,500円
6,500,000円	499,600円	507,800円	8,200円	539,600円	546,800円	7,200円
7,000,000円	536,800円	545,800円	9,000円	576,800円	584,800円	8,000円
7,500,000円	574,100円	583,800円	9,700円	614,100円	622,800円	8,700円
8,000,000円	611,300円	621,800円	10,500円	651,300円	660,800円	9,500円
8,500,000円	648,600円	659,800円	11,200円	688,600円	695,400円	6,800円
9,000,000円	685,800円	697,100円	11,300円	718,800円	723,100円	4,300円
9,500,000円	720,300円	724,900円	4,600円	746,300円	750,900円	4,600円
10,000,000円	747,800円	752,600円	4,800円	770,000円	770,000円	0円
10,500,000円	770,000円	770,000円	0円	770,000円	770,000円	0円

※ 現行税率：医療分（所得割5.5%均等割26,000円賦課限度額58万円）支援分（所得割1.95%均等割14,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割1.90%均等割16,000円賦課限度額16万円）

※ 改定案：医療分（所得割5.55%均等割26,000円賦課限度額58万円）支援分（所得割2.05%均等割13,000円賦課限度額19万円）
介護分（所得割2.00%均等割15,000円賦課限度額16万円）

※ ——— より下は、医療分、支援分及び介護分の全てにおいて賦課限度額に到達する階層

小金井市国民健康保険税税率改定状況

資料5

年 度	医療分					支援分			介護分			備考(法定限度額)
	応能割		応益割		限度額	応能割	応益割	限度額	応能割	応益割	限度額	
	所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	均等割		所得割	均等割		
51	3.0%	14.5%	1,200円	1,980円	12万円							医療分:15万円
52												医療分:17万円
53												医療分:19万円
54	3.1%	20.5%	1,500円	2,400円	18万円							医療分:22万円
55	3.8%	23.7%	2,040円	3,000円	21万円							医療分:24万円
56	4.0%	25.0%	3,000円	5,040円	23万円							医療分:26万円
57												医療分:27万円
58												医療分:28万円
59												医療分:35万円
60												
61			4,800円		31万円							医療分:37万円
62												医療分:39万円
63					34万円							医療分:40万円
平成元年度												医療分:42万円
2												
3												医療分:44万円
4			7,200円		38万円							医療分:46万円
5												医療分:50万円
6	4.4%	20.0%	10,200円	6,000円	44万円							
7												医療分:52万円
8			10,800円		46万円							
9												医療分:53万円
10					50万円							
11												
12	4.5%	18.0%	13,200円	6,600円	52万円				0.7%	5,900円	7万円	介護分:7万円
13									0.92%			
14												
15												介護分:8万円
16	4.9%	16.0%	15,800円		53万円				0.96%	7,000円	8万円	
17												
18	5.17%	15.0%	20,000円						1.1%	10,300円		介護分:9万円
19												医療分:56万円
20	3.51%		7,000円		41万円	1.66%	13,000円	12万円				医療分:47万円 支援分:12万円
21												介護分:10万円
22												医療分:50万円 支援分:13万円
23					46万円			13万円			10万円	医療分:51万円 支援分:14万円 介護分:12万円
24	4.5%		17,000円		50万円							
25					51万円			14万円			12万円	
26	4.8%	7.5%	21,000円			1.95%	14,000円	16万円	1.9%	16,000円	14万円	支援分:16万円 介護分:14万円
27	5.5%	0.0%			52万円			17万円			16万円	医療分:52万円 支援分:17万円 介護分:16万円
28					54万円			19万円				医療分:54万円 支援分:19万円
29												
30			26,000円	0円	58万円							医療分:58万円
31(案)	5.55%					2.05%	13,000円		2.00%	15,000円		

※ 改定があった年度のみ、該当欄に数値を記載

平成30年度 26市国民健康保険税(料)率等の状況

資料6

	国民健康保険税(料)率・賦課限度額															7割 5割 2割 軽減	6割 4割 軽減	
	基礎課税(賦課)分					後期高齢者支援金等課税(賦課)分					介護納付金課税(賦課)分							
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)			
1	八王子市	5.50	—	29,000	—	58	1.80	—	11,000	—	19	1.60	—	12,000	—	16	○	
2	立川市	6.54	—	31,400	—	58	2.13	—	11,100	—	19	1.61	—	14,300	—	16	○	
3	武蔵野市	4.90	—	24,200	—	54	1.75	—	9,000	—	19	1.45	—	11,700	—	16	○	
4	三鷹市	4.80	—	25,900	—	54	1.80	—	10,000	—	19	1.40	—	12,500	—	16	○	
5	青梅市	5.70	—	26,600	—	58	1.80	—	9,600	—	19	1.65	—	9,800	—	16	○	
6	府中市	4.63	—	22,920	—	52	1.42	—	6,840	—	17	1.49	—	9,240	—	16	○	
7	昭島市	5.60	—	27,500	—	58	2.25	—	11,500	—	19	1.70	—	14,500	—	16	○	
8	調布市	5.00	—	26,300	—	54	1.79	—	9,300	—	19	1.58	—	10,900	—	16	○	
9	町田市	5.20	—	30,000	—	58	1.76	—	10,200	—	19	1.55	—	12,000	—	16	○	
10	小金井市	5.50	—	26,000	—	58	1.95	—	14,000	—	19	1.90	—	16,000	—	16	○	
11	小平市	5.51	—	23,700	—	54	2.05	—	11,400	—	19	1.55	—	15,500	—	16	○	
12	日野市	5.00	—	27,000	—	58	1.30	—	9,000	—	19	1.30	—	12,000	—	16	○	
13	東村山市	5.35	—	34,000	—	58	1.80	—	11,400	—	19	1.80	—	14,000	—	16	○	
14	国分寺市	4.43	—	28,000	—	54	1.37	—	12,000	—	19	0.99	—	14,000	—	16	○	
15	国立市	5.50	—	20,000	—	54	1.80	—	10,000	—	19	1.85	—	11,000	—	16	○	
16	福生市	4.80	—	25,000	—	58	2.00	—	11,900	—	19	1.55	—	12,400	—	16	○	
17	狛江市	5.25	—	26,000	—	58	1.83	—	10,400	—	19	1.68	—	12,600	—	16	○	
18	東大和市	5.95	—	28,000	—	58	1.78	—	8,500	—	19	1.90	—	10,600	—	16	○	
19	清瀬市	5.12	—	28,000	—	52	1.81	—	10,000	—	17	1.90	—	13,000	—	16	○	
20	東久留米市	4.90	—	32,900	—	58	1.94	—	12,700	—	19	1.61	—	14,000	—	16	○	
21	武蔵村山市	5.35	—	28,700	—	58	1.68	—	11,200	—	19	1.60	—	14,600	—	16	○	
22	多摩市	5.08	—	26,000	—	58	1.63	—	11,000	—	19	1.47	—	10,700	—	16	○	
23	稲城市	4.68	—	29,400	—	58	1.16	—	7,600	—	19	2.19	—	13,100	—	16	○	
24	羽村市	5.54	—	24,400	—	58	2.09	—	10,300	—	19	1.87	—	12,000	—	16	○	
25	あきる野市	5.03	—	20,000	10,800	58	1.62	—	9,000	—	19	1.53	—	12,000	—	16	○	
26	西東京市	5.41	—	31,600	—	54	1.68	—	6,500	—	19	1.64	—	14,300	—	16	○	
	市部平均	5.24	—	27,020	10,800	56	1.77	—	10,209	—	19	1.63	—	12,644	—	16	26	—

※網掛け部分は平成30年度から改定されている。